

雇用促進住宅廃止決定住宅に係る入居者退去スケジュール対比表

		現 行	見直し案
普通借家契約	説明会	開催(20年内)	開催(20年度内)
	通知発出	説明会終了住宅から、順次更新拒絶通知発出	全住宅の説明会終了後(20年度内)、21年4月以降順次更新拒絶通知発出
	契約解除	20年12月から契約解除	21年12月から契約解除
	退去猶予	制度なし	移転先が見つからない等やむを得ない事情がある場合、22年11月末まで明け渡し期間の猶予措置を実施
定期借家契約	説明会	開催しない	開催(20年度内)
	通知発出	順次貸与契約終了通知発出	順次貸与契約終了通知。ただし、やむを得ない事情がある場合、22年11月末までの新たな契約を締結できる旨併記。
	契約満了	20年12月末から契約満了	20年12月末から契約満了
	再契約	なし	やむを得ない事情がある場合は、22年11月末までの再契約を締結